

令和4年度 第2回 郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会 議事録

○ 開催日時： 令和4年9月29日（木） 13:00～16:00

○ 開催場所： 仙台市役所上杉分庁舎 2階第2会議室

○ 出席者：

（委員）

山形大学准教授 荒木 志伸
東北芸術工科大学 北野 博司
東北工業大学地域連携センター主任 菅原玲
東北学院大学教授 永田英明（委員長）
郡山矢来町内会会長 松 公男
山形県立米沢女子短期大学教授 吉田 歆
秋田大学名誉教授 渡部 育子（副委員長）

※敬称略・五十音順

（事務局）文化財課長 都丸晃彦，文化財課主査（調整担当）長島栄一
文化財課整備活用係長 工藤慶次郎
文化財課主査 小浦 真彦，文化財課主事 五十嵐 愛

（報道機関） 1名（河北新報社）

（傍聴人） 0名

○ 委員会の内容

1 開会

2 出席者紹介

3 本日の日程確認

4 あいさつ

永田委員長 皆さんお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。文化財課の皆さんの職員の方々ご準備いただきありがとうございました。郡山遺跡も陸奥国分寺も、調査の方が本格的に始まっている状況ですけど、今回は特に郡山遺跡、郡山官衙遺跡群の保存活用計画書の策定ということで、前回の委員会では、どちらかという大きな話というかですね、前提になるような郡山遺跡の位置付けであるとかそういうところをどう書くかというところが中心になったかと思うのですが、今日は具体的な施策の中身であるとか、そういうところが、今日ご協議いただく内容になるかと思しますので、また少しいろいろ具体的なことを考えていかなければいけない段階かと思しますので、先生方の忌憚ないご意見をいただいでですね、よりよい計画にしていければと思いますのでどうぞよろしくお願いします。

5 議事

永田委員長 それでは改めまして、議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。今回の議事録署名人を指名したいと思っております。荒木委員にお願いをしたいと思います。いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

荒木委員 （了承）

永田委員長 それでは早速議事の中身の方に入って参りたいと思います。今日はですね、メインの協議事項、史跡郡山官衙遺跡保存活用計画書についてということで今日2回目の協議ということになります。ということで、ちょっと、タイトな活用の素案でありますけども、少し休憩とかはさみながら進めさせていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。それではまず事務局の方から説明の方お願い致します。

事務局 ではこちらのお配りしております資料の6ページからが目次となっております。前回委員会におきまして、この目次、項目立てにつきましては、平成20年に作成いたしました保存管理計画のものに沿うよりも、文化庁で出している標準に沿ったほうがよいというご指摘をいただきましたので、前回もお配りしていたんですが、今回も同じ各計画の要綱という3枚の資料がございまして、こちらは文化庁で出しております標準となる構成の資料なんですけど、こちらに沿った形で、目次や項目を変えておりますので前回と章立てと項目が変わっております。

前回、第1回委員会でご検討いただいた内容につきましては、目次で言いますと、6ページの第1章から3章と、7ページの第5章の1の内容を前回ご検討いただいたこととなります。初めにこちらの一章から5章につきまして、前回、委員会以降に変更した箇所ですとか、ご指摘を受けて修正したところを大まかに申し上げます。

まず、10ページから「第1章計画策定」の目的でございますがこちらは大きく変更しておりません。11ページの先生方の名簿のところですが、あとで先生方にご確認の上、分野の欄を追加したいと考えております。12、13ページ変わらず、14ページに、前回ですと次の章に入っていた「関連計画」という内容がこちらに移ってきております。内容的には特に変わっておりません。

16ページから「第2章仙台郡山官衙遺跡群の概要」となっております。こちらは「1指定の概要」が23ページまでありますが、変更なしでございます。24ページの「2史跡を取り巻く環境」という項目は前回なかったもので、標準をもとに足したものでございます。ただ内容的にはこれは前回の案にもありました、市の概況ですとか発掘の成果の部分をごちらに入れておりますので、内容的には大きな変更はございません。

多少、29ページ、或いは30ページ31ページなどの図に、写真等は足しております。35ページからの「調査一覧」も変わりありません。42ページの「史跡地周辺の歴史的変遷」という項目は新たに足しております。それから43ページから53ページの内容も、前回と目次上の位置は変わっておりますが、内容的にはほぼ変わっておりません。

54ページから「第三章仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値」となっておりまして、前回お示しした際、文章で1枚のページの表と裏にわたっておりましてわかりづらいというご指摘がございましたので、初めに、本質的価値として①から③の三つの項目を挙げましてそのあとに、次のページにA3見開きで詳細の説明という形でお示ししてみました。こちらの本質的価値の項目につきましては、前は4つ挙げておりました。

前回の項目を申しますと、①東北古代史の始まりを象徴する遺跡、②律令国家が地方に配置した施設のスケール・要相を示す遺跡、③古代国家の政策を反映した東北における拠点、④東北の拠点である仙台というまちの原点を象徴する遺跡の四つとしておりましたが、この二つ目と三つ目は、内容的に一部重複しておりましたので、まとめて、新たに②中央集権国家成立期の北辺政策による遺跡としております。

前回四つめの「東北の拠点である仙台というまちの原点を象徴する遺跡」という項目につきましては、まちの原点というのは、継続性などの面から適切ではないということになりましたので、やめまして、代わりに前回ご提案がありました「東ア

ジア的な視点や技術や文化交流の場」「国内の様々な地域・人々の交流の場」という視点を入れまして、新たに③として、「東北地方から東アジアに及ぶ人・文化・技術の交流を示す遺跡」という項目にしております。

この項目、三つの分け方や内容、その提示の方法につきましては特にご意見をいただければと思います。また 57 ページは、次からの見開きのページの都合上、空いてしまうページになるのですが、仮に図を入れております。

前回、本質的価値の中で何が一番仙台郡山官衙遺跡群らしさを示すのかなど、その本質的価値の項目同士の関係性を示すことについてもご提案をいただきましたので、項目同士の関係をご提示した図を作っております。仮にこの 3 点で考えますとどれか一つが突出しているというわけではなく、この 3 点並列と思われましたので、並列の中で区別するとしみますと、説明文、指定説明文から読み取れる①②、あとは研究の進展に伴う新たな価値評価の視点に基づく③という違いがあると考えられます。こちらは項目の整理が終わってからになりますのご意見をいただければと思います。

次に 58 ページ、「史跡等を構成する要素」につきましては、その次の A3 見開きと合わせまして、ツリー状にして示しております。これは前回番号のみを載せておりました具体的な要素については載せておりませんでした、わかりづらいというご指摘がありましたので具体的な要素と主なものについて写真を入れております。

61 ページにつきましても、この次からの見開きの都合上でページが空いてしまいますので、仮に図を入れております。62 ページから 69 ページは「構成要素」を文章や写真・図で示したもので、内容は前回から大きく変わっておりません。

70 ページから 73 ページは表として、その内容を整理したもので、この表が次の 4 章の現状と課題の表と対応する形になっております。この 58 ページから 73 ページの構成要素の提示の方法等につきましても、ご意見を伺えればと思います。74 ページの地区分類は前回から変わっておりません。

次の 75 ページから 85 ページは、「4 章現状課題」となっておりまして、当初 6 章以降の各章に散らばっておりましたものを文化庁の標準に沿う形でまとめて一つの章としたものです。

前回のご指摘で、平成 20 年の保存管理計画から今の計画で、足りないところをこれからどうしていくべきかという課題感の整理をしてから、基本理念へという流れを、というお話を受けたものでもあります。

こちら表形式にしておりますが、文化庁の標準において構成要素の表に欄を追加して記述することが簡便であるというのが、今回のこの三枚つづりですと、2 とあるページの「4 現状・課題」とありますが、こちらに、黒丸で示されておりますが、必ず表にしなければならないというわけではないとは思われますのでこちらの提示方法等につきましてもご意見を伺えればと思います。

飛びまして、86 ページ、「第 5 章本計画の基本理念・基本方針」ということで、前はなかった基本方針というものを足しております。「1 基本理念」は、上段の文章は変えておりませんが、下段のワンフレーズで示す部分につきましては前回委員会で三上先生からご提案のありました案を入れております。

88 ページが、当初予定ではこの 6 章以降の各章にこれもちらばっておりました、各基本方針をまとめて一つの項にしたものになります。こちらの基本方針を達成するための方向性や方法を次からの 6 章以降で述べるという形になっております。ここまですが前回ご指導いただいた部分への追加修正となっております。

永田委員長

ありがとうございました。この前半でいったん止めて話をするという形をとりたいと思います。今、事務局のご説明を受けて、この 5 章までの部分というのは前回の委員会で、皆さんご提案いただいてその中で修正をご提案いただいて、ここでそれを反映してるということになります。ですので、一つ一つ全部やっていく必要はないとは思いますが、特に今ご説明がありました部分が、一つの大きな、文化庁の示しておられる、資料とかフォーマット、標準、方向性に準拠し

て、内容を整理し直したということが一つ。

それから、前回特にやっぱり大きな議論になったのは、第3章の本質的な価値の整理の仕方、今回は、前回四つに分けていたものを今回三つにまとめ直して、その中で、仙台のまちの原点というところを前回、かなり強調してたんですけども、あれは少しちょっと無理があるのではないかとということ、むしろグローバルな広がりみたいなものを少し強調して、仙台からアジアに広がるような、人の交流とか、そういったものを見ていこうというようなところでの再整理となっておりますので、この辺りを改めてご覧いただきたい。

そのほか4章のところの現状と課題を表のような形で整理をして、それから5章の基本理念ですね。これも少し大きな問題が残っていますけど、その基本理念を提案していくような、キャッチフレーズについても話していければ。どちらからでも構わないんですが、お気づきの点ありましたら。特にまずは3章の辺りから。少しお目通しいただいて。はいどうぞ。

渡部委員

前回の資料に比べて、分かりやすく見やすくということで拝見して参りました。あくまでも個人の感想なんですけど54ページの次にありますA3一枚の資料に、郡山遺跡、確かに古代東北の始まり云々、ありますけれども、そのところで、ちょうど吉田先生もいらしておりますので、実はこの同じ陸奥の国府でも郡山遺跡と多賀城の違いということで陸奥の国の国域が、実際には和銅5年10月なのか霊亀2年なのかは別にしまして、非常に大きく変わっているわけがございます。特に最上置賜の位置付けが、そうした場合に、当然その郡山遺跡からみてどうか、あるいは多賀城だったらどうかというところが、確かに原点ではありますけれども、陸奥の国のちょうど郡山遺跡の（変化が）第Ⅱ官衙時期にあたりますので、これをどこかにわかりやすく、略図とか地図なども含めて、入れるというようなことはいかがなものでしょうかということ、ちょっと考えながら読ませていただきました。

永田委員長

今の話は、最上置賜の話を入れた方がいいというか。

渡部委員

郡山遺跡の位置と同じ陸奥国府の多賀城との違いがより鮮明になる。つまり郡山遺跡の位置づけがより陸奥の国の中でどういう役割を果たすのかということ。まだ陸奥の国に最上置賜が入っていたそういう時期なので、そのことをどこかに盛り込んでもいいのではないかと。あまり詳しくすると難しくなると思うが。感想です。

永田委員長

今のご意見も含めて、あるいはほかにお気づきの点ございましたら。今の点については、東北という大きな枠の話になるので、郡山遺跡の地理的な特徴を少し出してもいいかもしれない。東北を支配していくということが郡山遺跡から始まっていくということは余地があるかもしれない。ただあまり細かい話しを入れすぎると大変になるかと思う。

渡部委員

もう一ついいか。何ページか探すのに苦労しているが、どこかに太平洋側日本海側という表現があったような。

事務局

A3の②の最後の点ですね

渡部委員

そうすると現代の感覚でいうと太平洋側という福島、宮城、岩手、現在の県境で。日本海側という山形秋田という現在の県境でイメージしてしまうが、この時期は、陸奥の国の国域がそうではなかった、特に郡山遺跡の（Ⅱ期官衙の時までは）。それでちょっと気になったんです。あまり突き詰めると複雑すぎることになってしまいますけれども。

永田委員長

おっしゃりたいのは、今の宮城県、山形、東北という感覚、そういうものを超えて郡山遺跡が意味を持っていたということですね。

事務局

今のご指摘を例えばなんですけども、反映するとすれば、この55～56ページの「※要図面作成」となって阿倍比羅夫のルートを入れているんですが、例えばこういうところに、郡山の時代の陸奥の国の国府と、陸奥の国の範囲、図を入れて、かつ、その多賀城が成立したときには、当然出羽の国も成立してるわけです

から、その部分の図を入れるとか、例えばそういう2種類の図をこの中に入れる。或いは、ここであまりにも小さいのであれば、別章のところで、そういうものを入れて検討するっていうことでよろしいですか。

渡部委員

私はよろしいです。

永田委員長

そのほかにお気づきの点ありますでしょうか。

松委員

今の3番の東北地方から東アジアに及ぶという項目の中でですね、一番下から2～3行目の中で「長町駅貨車操車場」や「新幹線の長町駅」という書き方してるんですが、この新幹線の長町駅っていうのがあるかどうかちょっと、私これちょっと、ちょっと気になったもんですから、

事務局

地下鉄のっていうことです。失礼いたしました。

永田委員長

これは、そのご修正いただくということで、今回3番目の項目の、東アジアの広がりみたいなところを新たにまとめていただいたということになりますので、その辺の方の中で出している要素ですね。これに加えるようなものがあるのかどうか等。ご意見、どうでしょう。

また後で、ご意見いただければと思います。順番に全部やる必要はないと思うのですが、4章の方では課題とか現状を分かりやすい形でまとめていただいたかと思えます。それについてもお気づきの点がありましたらお話ください。

先ほどのお話だと、必ずしも表にしなくてもいいというふうなニュアンスのこともおっしゃられておりました。私自身はこういう形でまとめられるのは非常にいいと感じた。

北野委員

4章を文化庁のマネジメント報告書の見出しに則って、保存、活用、整備、体制というふうに分けていく、表の形式は私もすごくいいと思うんですけど、こういうやり方でやると、つい抜けてしまうのが、いわゆる調査研究という部分ですよね。調査研究というのは、そこで新しい価値づけをしっかりとそれを保存していったり活用していったりという、保存活用、もちろん整備も、全体に関わる根底なんですけど、多分今の整理だと保存の中に、調査って言葉が結構出てくるので。そういう観点で書き込んでると思うんですけど。これは後の方針の方もちらっと見たら、調査して出てきた遺構を顕在化していくのがまあ、整備だったり活用っていうんだけど、やっぱり研究をしっかりとしない、価値が広がっていかない、深まっていかないっていうところあるので、その辺をちょっと意識して、保存なら保存のところに書いていくと。もう最近、自治体によっては、保存、活用、整備とは別に、調査研究というね、項目を立てて、その年次的な計画、みたいなものを方針の中で書いておくというところもある。ちょっとそれが少し見にくくなってるかなっていうのが率直に思いました。

あとですねこれも今日の検討課題になると思うんですが、防災とか防犯ですよ。特にこの都市の中にある遺跡ですから、まだ整備はほとんど着手されてないんですが、やっぱりもうすでにある掲示板なんかを汚損されたりとかですね。あの暗いエリアがあってそういうところで犯罪が起こる可能性があるとか、特に都市の遺跡の場合は、防犯ってことも重要なので、現状でちょっと私、町内会とか、地元でどんなそういう防犯面の課題があるのかは承知してないんですけども、少しそういうことも、書き込んでおくと、今日の検討の基本方針以降にも、そういうのをどう解決していくかっていうことも、それに繋がっていくんじゃないかなという。意識してその防犯・防災っていうのは、ちょっと課題で書いておいた方がいいかなと。

ついでにもう1個だけちょっと戻るところでいいですか。48ページの社会環境のところの交通というのがありますが、48ページ。今日ちょっと初めて見せていただいて、これ国の史跡なので、やっぱ仙台空港とか、東北道のインターあたりからのアクセスも、イメージしたおそらくこの地図には、そういう東北地方なり、かなり広域の地図と、もうちょっと、長町、郡山のあたりの地図が二つ重なってくると思うんですが、ちょっと国の史跡だっていうことをイメージしたよう

な交通環境を書かれたらどうかと思います。以上3点ですかね。

永田委員長

ありがとうございました。調査研究の話と、それから防災とか、防犯とか、今のアクセスの3点をお話いただきました。

事務局

参考というか。陸奥国分寺（跡）のガイダンス施設に関わっての整備をするときに、あのエリアが非常に木がうっそうとしててですね、いろんな事件が起きたんですね。なので、その木をですね、中段とまではいかないんですけど、少なくとも人間が手を伸ばして届かなくなる範囲までは全部枝を落としたりですね、あとその横に伸びてるものを、裁断して、枝を途中で切って明るくするような配慮をしておりました。ですので、郡山の中で、そういう配慮が必要なところがあればですね、逆に教えていただくと、具体的な整備に繋がるですね、一つの要素になってくるのかなというふうに感じます。

松委員

今のお話ですけども、地元とすればですね、ケヤキの木がですね、昔のいぐねで本当に貴重ないぐねだと思うんですけど、枯れ葉がすごいんですね。近所の屋根の樋に挟まったり、錆びるとか、いろんな意見も出たと思うんですけども、逆に言うんですね、あれがないと、何か、いぐねがないと寂しいんですね。ですからその辺の対策ってのは難しいんだと思うんですが、やっぱり私は残して欲しいなと。仙台市内で今残ってるのは若杉のところ、屋敷ですね、あの辺しかうちらもないです。うちの地区でいえば籠ノ瀬とかバイパス周辺でまだありますけど、本当に貴重なものになってるんじゃないかなと、特に、私なんかは子供のころ、あそこに行くと、いぐねの中に入ると夏も涼しくてセミなんか手づかみで取れる。そういう子供たちにね、本当に良いこの遊ぶ場所にもなるようなところを残して欲しいと思いますよね。

一つあと問題なのは、やはり遺跡が広いですから、雑草のものすごくって、先ほど言われましたように、防犯の問題とか。背丈ほどに大きく伸びてるんで、その辺の対策もあるのかなあとつくづく思っていました。あと地元から言われる話によく、遺跡掘ってばっかりいるけど何できんのっていう話なんですね。ですのでやっぱり先ほど言われたような遺跡をどのように保存して活用してくれるかなあというのは、地元の人から見ればものすごく関心のあることなんですよ。

特に国分寺の方でいろいろ造りましたが、ああいうのをイメージしてる住民も結構いるんですね。そして多賀城にもできるでしょう。うちの方は掘るだけで何もできないの？っていうことで「そのうち、長島さんが考えてっからや」って、私は言ってるんですけど。やっぱりそういうイメージ的なものがあると、やっぱり学校の教育の現場にもなると思うし、それができれば欲しいなというふうに考えます。

永田委員長

今の話だと、後半の話にも、また繋がってくる話かと思しますので、後半でも同じような話題が出ようかと思しますので、そこで改めてそれも踏まえて、現状と課題のところ整理をして加えていただくという。

北野委員

88ページの基本方針にいてもいいですか。松委員のおっしゃったように、地元の方のいろんな思いとか願いもあるんでしょうけど、88ページの整備のところ「本質的価値を損なうことなく」って、その通りなんですけど、もうちょっと前向きに書いてもいいかなと。で、一般的には価値を顕在化させるという表現しますよね。顕在化は別に何も、そういう上部の建物を復元するとかそういうことだけでなく遺構表示とか、顕在化の手段はいろいろあるので、ちょっと「損なうことなく」って少しすごく後ろ向きかなあと、これ読んだとき思いました。さっき提言した防災のことは、もう「防災拠点となるよう安全」って書いてあるのでもいいと思うんですけど、もう少し「防犯」とか「安心して快適に利用できる史跡として整備していく」というようなニュアンスですかね。立体的に整備するだけが整備ではないので、それはこれから具体的にいろんな条件を考えながら練っていくことになると思う。かつ、調査研究、研究が大事だよというところはこの上の、保存管理とか活用のところに、前提として、やっぱり「調査研究の進展

というのは欠かせない」っていうようなニュアンスが入っていれば、基本的な方針としてはいいかなというふうに感じました。

永田委員長

これ、プラスの要素として加えていくことですよね。必要なことかと思えます。基本理念はこのフレーズを使うということでご異存ありませんでしょうか。

北野委員

かっこいいですよ。三上先生のセンスが。

渡部委員

北野先生がおっしゃったことと関連するんですけれども、例えばどう整備していくというところに、ちょっと後のことになりますけれども、113 ページ④の、これはまた別の方の整備だと思いますけども、「バリアフリー仕様」という言葉が入っているのですが、一般的に調査研究レベルで全部復元しますとバリアフリーになるはずがないわけですので、やはり一部、そうじゃないけれどもってところでバリアフリーにしなければ、例えば、地域住民の方に、そのところでフリマとかやっていただくとか、何かの時に集まって遊んでいただくっていうような、そういうふうにはならないですよ。バリアフリーっていうのは、私、113 ページに出てきて、これ、非常にいいなと思ったんですけど、ちょっとこれも感想ですけれども。

永田委員長

今のご意見はたぶん 88 ページでいえば、「整備」の「市民に親しまれる憩いの場」を「多様な市民の方々」に利用していただけるというようなというようなニュアンスを入れていくという感じでしょうか。

北野委員

今、渡部先生がおっしゃったのはとても大事なところで、バリアフリーも含んで、やっぱり最近ユニバーサルデザインとか、要するに世代とかですね、人のいろんな障がいだけじゃなくて多様な人に開かれた、整備をするっていう、もう少し大きいのをこの基本方針の中にですね、書かれたらいいですね。外国人への対応も含めたり。それはちょっと抜けてたかな。私も気付きました。

永田委員長

そういうニュアンスの表現を書きこんでいただくと。

荒木委員

前回、出席できなかったので、経緯とか、私の方で、理解できてないところがあるかもしれないんですけれども、ちょっと漠然とした意見になってしまうんですが、官衙遺跡って非常にどこの遺跡も広いんですよ。広いことがとても特徴なんですけど、だから長年調査も必要ですし、その見せ方みたいなものが、多賀城のような形で残っているのではない場合だと、なおさら難しい。自分も学生時代に東京の御殿場遺跡っていう官衙遺跡でよく調査していて、やっぱり都会の中の遺跡でなかなか残せないっていう側面があって。一方で郡山の場合は残せていたり、地域の方がある程度そういう時代の遺跡があったっていうふうなことが分かっているかつそれが、仙台市という 100 万都市の中にある遺跡だという、86 ページのこれ三上先生案みたいですけども、現代の都市と共存するっていうふうなところで、他の、それこそ平城京とか、そういったような、都城ではない遺跡、地方の官衙遺跡で、しかもこれだけ大都会の中にある、かなり調査と保存もやられてこられたっていうところが、具体的に私もこうしたらいいのではということとは思いつかないんですけど、他の市町村とかの、お手本になるようなというか、先ほどの北野先生のコメントとも重なるかもなんですけど、「攻めの」っていう感じで、何か見せ方であったり、保存活用の仕方であったり、郡山でこんなことをやったんだっていうふうな、仮に消滅してしまうような都市部の遺跡でも、こういう見せ方をすることで、仮にそこが遺跡としてはなくなってしまっても、人の心の中に、遺跡が残るみたいな、そういう何かこう活用の仕方みたいなものを、せめて、88 ページの基本方針のところなんか、他のところと同じようになっているのではなく、さすが仙台市っていうかですね、しかも、これだけ本当に保存とかも頑張ってきて、それを全体像と、その広さと長年の調査とそれによってわかってきたそのものがすごいんだよってことが伝わるような、何か攻めの、郡山遺跡らしい、そこがおそらく先ほどの、第 3 章のところですよ、ともかかってくるかと思えますので、その三つの①②③の内容を、その顕在化というかそうして、展示であったり、何か展示をしなくても見せるような中で、今こう

いう時代なので、インターネット情報みたいなものとかで見せられるようなもので、必ずしも施設を作るのではなくて、平城京とか藤原京みたいにそういう全体とかって、うちのところとか学校とかは、昔古代の役所の倉庫だったんだとか、そういうことがわかるようなものがあるといいなというふうに思います。意見というより、漠然とした要望になってしまうんですけど、以上です。

永田委員長

攻めというか、他に倣うということを超えて、郡山遺跡ならではの新しい活用の仕方とか、そういったものをやっていくんだというようなニュアンスをもう少し盛り込んでもいいのではないかとそういうご意見。これも後半の話に組み込んでいければと思います。一度休憩ということではよろしいでしょうか。吉田先生。何かご発言を。

吉田委員

すいませんはい。お疲れのところあれですけども、基本的にはもう皆さんおっしゃっていただいたことばかりなのであれなんですけれども、ちょっと先走ってしまうかもしれませんが、第7章で活用にごいくわけですが、99ページでしょうか。これちょっと形式論的な問題になってしまうんですけども、先ほど北野先生おっしゃってたですね、防災機能という辺りを、活用の眼目に掲げておられて、99ページの活用ところにも、この長方形の円の中の最後の方にですね「防災拠点など…とそして活用します…」と掲げてあるんですけど、ちょっと下の方のですね①～⑦にかけてのあたり、或いはそこから先の、何て言いましょうか。具体的にどう活用するのかというあたりの詳細な記述あたりとうまく繋がってるかどうかあたりが、形式的にはちょっと問題になるかなあと思うんですけども、その辺の整合性をとる必要があるのかないのかということもあると思います。第6章に掲げてるものを第7で受け、更に第8章へと、それぞれ整合性が取れてるといいのかなという気がしておりますが、そこまで必要ないんだということであれば、あれなんですけれども、ちょっと形式論的なところで申し上げるとちょっと感想を持ちました。はい。失礼いたしました。

永田委員長

わかりました。じゃあ、それもまた後で話し合う時間もあるかと思います。ではいったん休憩という形でよろしいでしょうか。

(休憩)

永田委員長

後半の方はですね第6章以降ということでこちらは今回改めて、初めて議論するような内容に入ってこようかと思えます。すでに関連するお話、前半の方でも随分出していただいておりますので、11ページの方を開けていただくと、今回が第2回委員会、次回第3回委員会、1月ごろ予定しているということですが、基本的には今日の議論もまた踏まえてまた1月、もう一度、協議の場を設けて、さらにそれを修正してパブリックコメントを出していくという形になりますので、今日の段階で、なんでもかんでも決める必要ってのはないと、むしろ課題を洗い出して、それを基に修正案を作っていくっていうような段階にあらうかと思えますので、お気づきの問題点とかを、どんどん今日は出していただくという形でお願いできれば。ちょっと前後しますが、続きまして事務局の方からご説明お願いいたします。

事務局

89ページから「第6章保存・管理」ということで、88ページに示しました基本方針を達成するための方向性がまず89ページにございまして、そのあと90ページから、具体的な方法になります。

90ページの文章と91ページの図が対応しております。91ページの図は一度74ページで出てきた図をそのまま再掲したのになります。90ページの上半分、指定地の保存管理方法につきまして、足した以外は、基本的には、平成20年の保存管理計画を踏襲する形で作っております。

92～93ページでは、文化庁の標準に沿いまして、構成要素ごとの保存管理の方法ということで表にしております。

94 ページからは、現状変更等の取り扱い基準ということで、史跡地内で、現状を変更する行為という現状変更の説明ですとか、手続きの流れの後に、95 ページに、平成 20 年の保存管理計画で定めた基準に基づく、これまでの経緯と現状変更の件数の表を載せております。

それを受けての新たな基準というものは 96 ページに載せております。96 ページの下半分にある、現状変更取扱基準の表と 97 ページの図が対応しております。こちらの取扱基準のうち、平成 20 年の保存管理計画から変えた箇所は、表の一番下の市有地・国有の⑤、教育活動や地域活動等に伴うという部分を追加しております。他は変えておりません。

98 ページの公有化の方針や追加指定の方針等も、保存管理計画から大きく変えておりません。

99 ページから「第 7 章活用」となっておりまして、こちらも方向性の後に 100 ページから 105 ページにかけて、具体的な方法ということで、考えられる例を挙げております。こちらの (1) から (3) の学校教育における活用、社会教育、地域における活用という区分は、標準に沿っておりますが、こちらの括弧の中身の①からの部分につきましては、事務局で想定した例を挙げております。これらすべてを実際行うというものではなく、こういった方法が想定されるというものを挙げておりますので、追加の案などご意見をいただければと思います。

次が 106 ページになりまして、「第 8 章整備」。こちらは、方向性の前に本質的価値を具現化するための整備のテーマというものを二つ挙げております。こちらは 54 ページで見ました本質的価値で言いますと、価値の①と②がテーマ 1 に、価値の③がテーマ 2 に対応します。

107 ページの方向性につきましては、保存のための整備、公開活用のための施設整備という分け方は、文化庁の標準に沿ったものになっております。

進みまして 108 ページは、今後の整備につながる基礎的なゾーニングとしまして、官衙の遺構の性格などから三つに分ける案を考えております。仮に中枢部と南辺部、廃寺部としておりますが、この廃寺部という言い方。例えば寺院部等いろいろ言い換え方はあるかと思っておりますので、分け方、どこでどう分けるかといったところですか、ネーミングなど、こちらもご意見をいただければと思います。109 ページには、業者委託で可能であれば、整備状況のイメージ図等を載せたいと考えております。

110 ページから 114 ページが、整備の方法です。こちらも (1) (2) は、標準に沿ったものですが、かつこの中身の①からの部分は事務局で想定した例を挙げております。これも活用の方法同様、実際にすべて行うというのではなくこういった方法が想定されるというものを挙げております。追加などご意見伺えればと思います。

次に、115 ページが、9 章、運営及び体制整備となっておりまして、116 ページに、事務局で想定した方法四つ挙げております。そして 117 ページからは最後 10 章、施策の実施計画と自己点検・評価となっております。実施計画は短期 5 年、中期 10 年、長期 20 年と想定しまして、6 章から 9 章の保存・管理、活用、整備、運営（及び）体制整備の「方法」の部分で挙げたものを実施するとしたらどのくらいのスパンで行うかというものを、下段の表の部分で示す形をとっております。ただ、こちらの方法の方で挙げたものはすべて実際行うとは限らないので、ここまで細かくすべて項目を挙げるべきかという点ですとか、このような項目を挙げた場合それぞれのスパンで実施していくべきかという点につきましては、今回だけでなく、ご意見を伺えればと思っております。

続きまして、118 ページが自己点検・評価ということで、こちらは標準ですと「経過観察」という名前になっておりますが、少しわかりにくいということで名前だけ変えております。自己点検の方法としまして、文化庁で示している点検表の方載せております。こちら点検表は、前のページ 117 ページの実施計画と合っ

たものに変えるべきか、或いはこのまま文化庁の標準のものを使うべきかなど、そのあたりも今後検討が必要になるかと思われます。

120 ページ以降は資料のページでして、123 ページの土地台帳、或いは 124～125 ページの報告書や文献一覧は最新情報に更新する必要があります。6 章以降の概要は以上です。

永田委員長

ありがとうございました。それではですね、6 章以降ということで、こちらは少し新しいご提案というか、中身の問題ですので、ちょっと順を追う形で、皆さんお気づきの点を拾っていくような形で行きたいと思います。

まずは 6 章の保存管理の方向性、基本方針の問題と、2 番の方向、それから現状変更の取り扱い基準については少し新たな項目を少し入れていただいたというところですか。この部分については、それほど大きな変更はないと思うのですが、まずちょっと 6 章の方で何かお気づきの点がございましたら。

北野委員

現状変更の取り扱いについては、従来の保存管理計画でやってこられて、ここに実績も入ってますし、基本は特に問題ないんであれば、それで構わないと思うんですが、これ、文化庁の認定得るんだったら、仙台市独自で判断できる部分だとか、あると思うんだけど、その辺が多分明記しておかなきゃいけない。実際によってはもう、これが認定された場合の、取り扱いの区分、新たに示して、これは仙台市で判断する、これは文化庁の許可取る、そこまで書いてる場合もあるんですけど。ちょっとそこを確認された方がいいと思いますね。認定計画申請するんですよねこれ。多分、今までと変わってくる場所があるはずですから。以上です。

永田委員長

先生のご指摘についてはよろしいですか。

事務局

今現在、仙台市政令指定都市なので、おおよその部分は、仙台市の方に権限移譲されていたのですが、今回足した部分は⑤の教育活動や地域活動等です。既に一時的な工作物も仙台市での許可案件にはなってはいます。

北野委員

その点検だけしていただければ基本的に変えなくていいかもしれない。政令指定都市ですもんね。

永田委員長

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。吉田先生何かちょっと後の方のところでも構わないので。先にご発言いただいて。

吉田委員

ちょっと一言だけ申し上げて、退出させていただければと思いますけども。基本的には、変わらないのかなと思うんですけども、何て言いましょうか現状変更の際の、一応チャート図が 94 ページにございますけれども、何といいまいしょうか、ちょっと一般の方にも分かりやすいようなものを、若干別立てでもいいような気がするんですけども、あってもいいのかなという、ちょっと感想なんですけど、思ったところです。ただ基本的にはよろしいのかなと思って、もし一般の方にアピールする時の工夫があってもいいのかなという気もしないでもないなというところです。はい。すいませんちょっと大した内容ではないのですが、感想を持ちました。

永田委員長

もう少し、一般の方にも理解しやすいようにというようなニュアンスでしょうか。

吉田委員

そうですね。はい。例えばこういうことをしようと思ってるんだけどもっていうときに、最初にどうしたらいいのかっていうあたりを、何かうまく誘導できると、市民の皆さんの協力もより得やすいのかなという、そういうことでございます。ただそれはここに書き込むかどうかは別にしても、別立てで、リーフレットのようなものがあってもよろしいのかなと思いましたが、そういうことでございます。

永田委員長

はい。ありがとうございます。他は特に大丈夫ですか。

吉田委員

はい。結構でございます。大変申し訳ないんですが、この辺で私退出させていただきます。すいません皆さんお先に失礼いたします。

渡部委員

よろしいでしょうか。私 92 ページのところに関連しまして、2 点。私は考古学

は全く専門ではないので、北野先生に教えていただきたいところなんですけれども、遺物で、出土文化財調査をすれば、これは必ず増え続けますよね。その場合、その保存、しているといっても収蔵庫等で、保管するといってもこれ、限りなく増える可能性があって、もしかすると将来AIを使ってということも、将来的には見据えてということになると、数としては例えば美術工芸品のように、ある程度数が決まっていますという、予測がつかない部分があるのではないかと思いますので、そのところで、十分な予算措置といいますか、後でまた出てきたから追加追加というよりも、十分に余裕を持って予算措置をして、いい状態で保存するっていうことをしていただければというこれ感想です。

それから、遺構の復元のここにちょっと出てきておりますけれども、最終的に先ほどのバリアフリーとも絡みますけれども、北野先生おっしゃった、防犯というようなことから言いますと、例えば夜明るければというのでは、一番大きいところでは平城京の第一次大極殿で夜ライトアップしますよね。そうしますとあそこがとても綺麗に見えますけれども、でも、じゃこれ平城京の第一次大極殿だからライトアップしているんじゃないで例えば秋田城の東門ですね。ここも夜、何時から何時までかちょっとわからないんですけれども、ライトアップしているんです。ライトアップしなければ非常に防犯上、暗い暗い場所なんです。ですから、そういう先行事例もありますので、秋田でできて仙台でできないということはない。

そのことを、ちょっとこの遺構の整備のところ、防犯ということを考えて、明るければ、何時から何時までってあるでしょうけれども、そうしますと、ある程度地域住民の方も、もし、集まられるっていうと、集まりやすい部分もあるんじゃないのかなと想像しましたので、ちょっと2点述べさせていただきますと思います。

事務局

今の防犯面というところ、或いは、整備に関わってというところでございますが、112ページに、一つの手法の例として、写真を載せておりますが、現在の陸奥国分寺跡のガイダンス施設の天平廻廊、こちらも夜間5時近くになりますと、自動的にライトアップをするというふうな仕組みをとっております、防犯と、それから景観のよさというところを兼ね備えた形で整備をしておりますので、それが一つ参考になるのかな、というふうに考えております。

永田委員長

それでは、整備と活用の方の話に入っておりますので、第7章を、ここがやはり一番、7章と第8章ですね。活用と整備という辺りが一番メインになると思いますので、この2つ一緒にお気づきの点ございましたら出していただければと思います。活用に関しても整備に関しても、事務局の方で、具体的なこんなことやれるんじゃないだろうか、あんなことやれるんじゃないだろうかというような、いろんなプランをご提案いただいているというところが一つございますけれども、お気づきの点がございましたらお願い致します。

菅原委員

先ほど北野先生もおっしゃったことに繋がるんですけど、第5章のところと第7章で先生も触れておられた防災の話なんですけど、防災拠点という、お示しをされておられるので、その拠点の考え方の、意味づけとか、というのはちょっとあの郡山遺跡の周辺が低地というかですね、ハザードマップで見た場合、比較的低い地域に当たると思われますので、拠点といった場合に、どのような拠点施設として想定されているかという、前提を決めておけば問題ないと思うんですけど、皆さんが逃げていい拠点なのか、いやいや、防災を考えたり文化財のことを考えたりとか、そういうふうに学ぶ場所の拠点なんだよと言って防災、例えばその水害があった時にここに逃げてはいけないうようなことに当たる場所であればやっぱり拠点という書き方ちょっと紛らわしい場合もありますので、その地理的な部分の検証された上で、確かハザードマップとかで私はちょっと郡山の中心とかも前回とか前々回とか大雨のときに、かなりこの床上とかって、結構、ある地域かなと思いますので、将来的には豪雨っていうのは、減りはしませ

るので、その辺の拠点の書き方を、ご検討いただければいいのかなと私もちょっと感じている。

永田委員長

ありがとうございます。大事な問題かと思えます。郡山遺跡は、非常に広い遺跡を確保できてるところが一つ大きな特色なんですけれども、それをやはり遺跡としても、価値づけとか情報発信すると同時に、住民の方の日常生活の中にどう位置付けていくかという問題でもあろうかと思えます。その中で防災というキーワードをどうやって使っていくか、その辺についても他の皆さんのご意見も頂戴できれば。

菅原委員

同様の近いものっていうか、近からずっていう感じなんですけど、道の駅は防災拠点ですね。道の駅っていうのは国の指定になってますので、防犯もちゃんとやってねと。やはり24時間電気ちゃんとしてるよとかいうのが前提なんですけど、道の駅って結構やっぱり不審者が多いうっていうのが同時に、実はあるんですね。トイレに人が隠れているとか、あと24時間空いてますので、やっぱりそういう場所になりやすいっていうのがあって、道の駅は、防犯とか防災の場所なのに、やっぱりそういうところにもちょっとなっちゃうとか集まっちゃうみたいなどころも若干あります。

あと（本来）防災拠点と謳わなければいけないのに、豪雨の際に水害に遭った道の駅というのがございます。宮城県登米市の津山のもくもくの道の駅は、前回の台風19号で、1.7メートルぐらい浸水しているので拠点にはなりえませんでしたという実例がありまして、ちょっと私たちはちょっと仕事で関わった上で、防災拠点とうたう際の整備を、マニュアルづくりから何から今ちょっと見直してます。ですので、実際に雨が降った或いは地震が起きた火事になったっていう時のマニュアルありますかとか、住民が逃げてきてしまったときにはどうしますかっていうのが整備されていないと、拠点とは言えないので、拠点って言ってしまったがために巻き込まれて、死亡事故になってしまうっていうことは絶対避けたいことだと思いますので、ちょっとそこが心配になりました。

それとあとこの官衙遺跡に関しては、あまり該当しないと思うんですけど、参考までに、例えば、文化・史跡エリア地区みたいなどありますね、例えば弘前の黒石地区とかそういう古い町並みをそのまま保存して住んでるような地域は、実は災害が起こった時のボランティア活動のマニュアルの方向が違うということを知ってます。つまり、通常の住宅地であれば、ぱっとボランティアを集めて、畳や何かをとにかく一斉に撤去し、ごみにするということが可能なんですけれども、こういう史跡や文化財が集まった町では、それはできないと知ってます、重要なものも一緒にごじゃごじゃになってしまいますので、それを仕分けるボランティアの行動マニュアルづくりというのが、実は実際に行われていまして、この地域にもし大雨が降って水害にあつて、やはり遺跡の洗浄とかなんかでゴミなのか遺跡なのか石なのかわからないわけなんです。そういう時にボランティアを大量導入して、やるときに、ちゃんと方法論があるか、ルールがあるかっていうことを検証する必要もあるのかもしれないので、災害がある地域かと思えますので、その辺はちょっと今後の活用のところなのかな、整備のところと両方かと思えます。

一緒に地域住民と学ぶとか小学校中学校とかで一緒にやっぱり教育の中に入れていくとかしてもいいのかなと、あとはちょっと専門レスキューチームみたいなのを、近隣の大学や、ありますよね、考古学レスキュー的なことをやられてるチームの方、もしくはワークショップで入ってもらおうとか、そういう取り組みも、視野に入ってもいいのかなと思いました。

松委員

関連してですね、防災拠点の捉え方なんですけど、どうしてもイメージとしてね、拠点って何か防災プランとして施設をイメージするんですね。ところがあそこの私の地域では、郡山中学校が水害とか、地震の時、防災の拠点になってるんですね。施設全体も郡山地区自体防災拠点になりえるんじゃないかというふうに

思うんですけど、施設がイメージが強いので、これだと、その施設を利用、防災拠点として活用するっていうまで言えなくなっちゃうんだらうという感じはするんですけど。

菅原委員

拠点の意味付けですよ。

松委員

拠点というが集まってくるんですよ。

菅原委員

集まってきたんですよ、実際その道の駅とかね、やっぱりこう危険がちょっと隣り合わせになっちゃうとよくないなと思う。

事務局

すいません。今のお話聞いて、なるほどかあの反省するんですが、108ページをちょっとご覧になっていただきたいんですけども、我々、今回初めてこういうゾーンングを出したんですが、確かにこの三つのエリアで、大雨のときの被災状況が全く違うんですね。赤いところに関しては、道路が冠水して車が通れなくなると。そしてかつですね、一方通行が多いものですから、万が一郡山が防災拠点だと言って言われて、中学校とかに行こうとすると、冠水のところでみんな動かなくなってしまう可能性があるんで、防災拠点の言葉の使い方を3つのエリアの中で変えとか、このゾーンは無理だとか、なんかそういうふうな考え方をちょっと確かに明示していかなきゃいけないなという。

菅原委員

松さんの言う通り拠点っていうと皆さん集まってきてしまうので、拠点にするのであれば、やっぱりちょっとこう、脆弱的な部分が多いかなって、私からはちょっと思いますね。

小学校や中学校の位置付けもあると思われまますので、拠点じゃなくてその教育的なこと考えるんだみたいとか、そういうことであればいいんでしょうけど、ここに大きな施設ができるわけではありませんよね。そうなるって確かに、観光で来ている方が実際に避難されるルートをどう確保しているのかとか、ここに食料備蓄できるのかとか、拠点って言った場合にすごくその結構制約がたくさん出てきますので、その重要性は、言葉で載っけちゃうと責任が出てくるので大きいかなと思います。

事務局

防災というところで、水害もあれば今もう菅原委員が言いましたように、いろんな災害が含まれていると思います。地震もあれば火災もあれば、火災はなかなか考えずらいかもしれませんが。自然災害を想定した時に、あすと長町地区のいわゆる防災的な要素として今ゼビオさんとか、KHBさんとかが集まってる広場がございます。あの辺りは、おそらくJRを使ってる方とか或いはあの辺の方々のいわゆる防災の避難場所みたいな形になると思うんですが、それに匹敵するような広さのあるところという位置付けで、郡山遺跡も活用できるんじゃないかなというふうに、考えているところですので、ハザードマップ等で、水害に対する部分がちょっと難しい、或いは地震であれば活用できそうだというふうな災害の内容別の使い方というものは規定していく必要があるかなと思います。

菅原委員

トイレの整備とか、地震の場合は拠点ってなくても、実は広いところに人が集まるってことはもうわかってるので。

事務局

それから、トイレもいわゆる普段お越しになった方がお使いいただける便益施設としては整備するとしております。

菅原委員

あとは災害トイレみたいな。

事務局

そうですね。あとはどのぐらいの規模でどのような内容というのは検討していく必要があるんですが、いわゆる災害時の避難物資、そういったものを一時保管しておけるような、そういったものも置けるんじゃないかなとは、ぼんやりではございますが考えておりますので、拠点という言葉をもう少し吟味しながら、そういう防災面でも使えるような場所として、もう少し、吟味していきたいなと思っております。

松委員

お話いただいたように、我が町内会ではですね、史跡地の一部をですね、一時避難所に利用させていただいてるんです。それはあくまでも地震の時であって、そこで余震が続くような場合は、ちゃんとした郡山中の避難所に、そこから移動

する。ただ雨の場合はちょっとね。外ですから逆に言うと、遺跡は水が溜まりやすいですね。ですからね、水の場合は、学校にすぐ避難するっていうことになってます。特にあの名取川の隣にある筑川っていう氾濫する川。19号の時も大分、65世帯も床上浸水になったんですけど、その場合も郡山中学校に避難してきてます。ただ郡山小学校の方は、名取川と広瀬川の合流地点に近いものですから。あそこはちょっと難しい。逆に言ったら郡山中学校が一番人数多いんですよ。私、避難所運営委員長やってますから。そんなことで感じてます。

永田委員長

ありがとうございます。実際にあの、現地地元の方々の方が、そういう状況に応じたら、使ってる実績もあるっていうことですよ。その辺もやっぱり勘案していただいて、組み込んでいくことができるかな。この、ちょっと防災の拠点の話が少したくさん出てきましたが。

北野委員

活用の今の方向性、①から⑦まで挙がってますけど、①②は何か基本方針に近いことかなと。ちょっと、基本方針との整合性を取った方がいいと思う。吉田先生発言されてたように、これ3章以下は、もうみんなこう繋がってるんですよ。矢印でこう引っ張られてくような構成になってるから、1回抜き出して、みんな繋がってるかどうか、点検されたらいいと思うんですけど、これ読んでいくと、活用で、どっかで書いてあったように文化庁の標準であるように、学校教育、社会教育、観光、いわゆる地域としての活用を文化庁で三つ挙げてますけど、本当は三つにとらわれる必要ないんですけど、それでこれ③から⑦を読むと、そういう区分ではなくて、何かこう錯綜したような形になってるんですけど、これ敢えてそうしたのか、整合性取るっていう意味だったら、もうがちがちにこだわってね、その三つの区分に紐づくように、基本的な方向性書くっていうのもあるんですよ。そこをちょっとどっちなのか意識して作られた方が、第3章以下、ものすごくシステマティックに作られてる計画になるんですけど、なんか、それも味気ない気がするんですけどね。読む方はわかりやすいですよ。だからこの前の基本方針のところも、活用はその三つに応じて基本方針を立てる。もうちょっと具体化した方向性を、最初が3つだったら次は6個ぐらいにするとか、多分仙台城の時はものすごくそんなふうに作ってました。あえて崩してるのかなと思ったけど、ちょっとその辺が理解しづらい。次回ちょっと整理してですね。

永田委員長

荒木委員

少しちょっとご検討いただいて、どういう形がいいのかっていうのは改めて。

今もう、北野先生のご指摘に関連してというか、やっぱり57ページのところの本質的価値っていうところと、やっぱり活用の部分が、もう少しこうリンクさせるといいのかなっていうふうに個人的にはちょっと感じてます。

どちらかという、市民ベースの、市民に活用してもらおうっていうふうなことがどちらかという前面に出ていて、それとてもいいことなんですね。ただ、おそらく、57ページの例えば東北古代史の始まりを象徴する遺跡であるとか、中央集権国家成立期の北辺政策を示す遺跡であるとか、その郡山の価値っていうふうなものを、よりこう前面に出していくとすると、研究者ベースもそうですし、それ以外の、例えば歴史ファンみたいな人たちであったり、そういう人たちの何かこう、活用というかですね、やっぱり郡山遺跡はどちらかという、まち中にあることのメリットかと思うんですけども、車がなくても、或いは電車とかバスとかそういったものを公共交通機関を活用して、現地に訪れやすい。そうすると市外、県外からも、そういった場合によってはテーマ性としては、多賀城なんかとセットにして、来る人なんかがいるんじゃないかなっていうふうなことを想定したり、そことの関係性がこうやっぱりクローズアップされる遺跡でもありますので、もう少し市民のこともとても大事で、大切に、このまま、その方針は継続していただきたいんですけども、それ以外の、国のやっぱり史跡であるというふうなことの面が、活用の部分に、もう少しこう盛り込んでいただくといいかなっていうふうな、そこから先は老婆心的な感じになってしまうんですけども、現地に来た人が、何か多賀城はなんかあんな広くていっぱい残っていて復元建物と

かもあるけど、なんかこっちはあんまりなんかないなみたいなのではなく実は、実は、非常に広大な面積にわたっていて、多賀城に先んじてそういうふうなものがあつた拠点であるっていうふうなことがわかるような、全体像というんですかね、なんか復元図でもいいし本当はこうお金があればCGとかで、なんかそういうものが、体感できるようなものが何かあると、建物を建てるとかそういったことももちろん重要かもしれませんが、何かそういう IT の関係の技術を使って、何っていうんでしょう、補足するようなことが、何かこう活用の部分とかで、できないかなっていうふうに思いますし、おそらくそういった、資料の方が、資料がたくさんあると、学校教育とかにも、先生方がですね、活用しやすいのではないかという気がするんですね。やっぱり復元図がある遺跡と、そうでないところでは、やっぱり先生方も勉強したり授業で使うときにそういうものがポンと一つあると、やっぱり使いやすいのかなんていうふうに思いますので、その遺跡のスケールであったりですか、歴史的価値からすると、もっと自信を持って、県外とかにも活用の面でですね、盛り込んでいただいていたかと、よりいいかなというふうに思いました。以上です。

菅原委員

VR って書いてありますけど

荒木委員

それもどういう内容にするとか、場合によっては表現方法とかなんかも含めて、何かその官衙遺跡で、確か何か学校の先生とか、やっぱり入られてる教育委員会とか多いと。どういう教材にしていくとか表現の方法とかも含めてどう、なんかどういう VR を作るのかっていうところが、相談されてやってたところが何ヶ所かあつたかと思しますので、ちょっと今そのぱつと出てきませんけども、はい。なんかそういうのもいいのかなというふうに思います。こちらから作るっていうよりは、学校の先生からどういうのがあるのがいいって今日ちょっと聞いていただいて、こんなのあつたらいいなっていうふうな、はい、ご意見をいただくのも、もしかするといいかなというふうに思いました。

事務局

荒木先生がおっしゃっていたことまさにですね、100 ページの活用方法の学校教育における活用というところで、その提案をしております。文化財課の中です、中学校と小学校の現場で教諭をしておったものが、行政教員として数名入っております。その者が、現在も出前授業、出前講座、市民の皆様向けの講座とかで、講師として、出向いております。そういう教員だけではなく専門職も含めてなんです、学校教育での活用方法については、どういう教材が最も良いのかということについて、今も、情報交換等はしておるんですけども、より一層そこで連携を密にしながら、教材づくりをしていければなど。

それにはやはり、学校現場では年間計画ががっちり決まっております、例えば社会科教育で何月ごろは何の教材というのが大体決まっております。そこに郡山遺跡をどう盛り込ませるかというところで、現場の先生方と、或いは文化財課におる教員出身の職員とが連携しながらですね、そういう計画づくりをできればなど思っております。

それから、現在の学校教育情報化推進計画というのが国から示されておまして、これをもとに、今、仙台市版の情報化推進計画っていうのを策定中でございます。その中に、今出ました VR ですか、いわゆる先端情報技術を使った教材といったものも、作成していきましようということが、国の方の計画にも入っております、そういったものについても、教材化していくということで考えております。

それから、112 ページの方に、一般の方々向けに、少しこうイメージしやすいような、見学をしていただくためにということで、従来の説明板等だけではなくて、文章中ですけれども、デジタル技術などを活用した効果的な展示を検討するですとか、あと 113 ページの方で、いわゆるパンフレット等による情報発信ということで、QR コード、いわゆる二次元コードを使った音声案内ですとか、そういったものも検討していきたいということを例示しております。

荒木委員

もう本当に今の小学生とかなんか、あれですよ。デジタルのものがすぐ触っていった何か操作し始めるというかもこうこっちは言わないでも、それとかなんかYouTubeのそういう歴史の関係の方なんかでもないと、何かそれは、幾らこっちはしゃべっても全然興味関心持たないのに、ユーチューブだとじっと見てたりするんですよ。なので何か本当にそういったものを、ぜひもしその学校教育情報化推進計画っていうものの中で、何か予算化ももしチャンスがあれば、ぜひご検討いただけると嬉しいなと思います。ありがとうございます。

渡部委員

よろしいでしょうか。今の荒木先生の発言に関連してですけれども、今年度まだちょうだいしてませんが、文化財年報ですか。出前授業、かなりこれだけやっているんだなっていうくらい多くされてるようです。それからたった今ちょうだいいたしましたこの「文化財せんだい」の133ですが、このお知らせのところにも、出前講座、出前授業、それから一番最後のページに、ウェブサイト「仙台の遺跡」ですか、ございますので、この辺のところでもかなりカバーできるんじゃないかと想像しました。そこで敢えて申したいのは、私はIT難民だから言うわけじゃないんですけど、遺跡っていうのはやはり、そのところに立って、そして周りの景観を見てもらわなければ、本当のところはわからないと、だからデジタルはあくまでも入口で、出口はデジタルじゃないと。そのところ案にぜひつなげていただければと思います。それから今の荒木先生のご発言に関連しまして、105ページ、遺跡ネットワークの中の郡山遺跡、これ大変私は興味深く拝見いたしましたので、感想ですけれども一言述べさせていただきたいと思います。大変興味深いと思う。以上でございます。

永田委員長

ありがとうございます。

菅原委員

学校教育の件に関しては、ご意見、その通りと思っています。ぜひ、様々なちょっとアプローチというんですかね、そのチームの方々とアプローチ組んでいたきたいと思ったり、そういうアプローチがあると、教育旅行に非常に使えるっていうメリットがありますので、仙台への招致といいますかね、教育旅行の目的も叶うと思います。それで、学校はわかるんですけど、目的とかにもいっぱい書いてあるように海外に打って出るみたいな、ちょっとこう見え方を私は感じているんですよ。为什么呢。皆さんの中でも、こうだったよっていう位置付けをちゃんと全面に出していこうっていう前回のまとまりから考えると、ちょっとそのアプローチが少ない気がしています。学校教育へのアプローチは、すごくもんでいただける素地があるなって見えています。

ただ、観光客といたしましうか、その歴史好きの方を含めてですね、アクセスのところも北野先生確かおっしゃってましたけど、ちゃんと飛行場とか、道路からその要は日本の中のここなんだっていう言い方をちゃんとしてあげるっていうことと、海外の方を引っ張って見せていくための、少しアプローチの工夫の章立てというか、項目がどこかに一個あっても生きてくるかなあという気はしていますので、ご検討くださいというところでしょうか。

あとは大変古い遺跡だと思いますし、その建物が多賀城のようにどーんとあるということではないので、施設見学とか手に取ってとか、戦国時代のお城みたいになっていくことはいかないとなると、確かにVR技術とかは非常に効果的だと思うんですけど、全員がこうして（ゴーグルをかざすジェスチャー）みるわけにはいきませんので、例えばですが、それは活用の中の具体策の一つですので、ご検討をってところの情報提供ですけど、今、プロジェクトマッピングが大なり小なり非常に充実してきてます。駅とかをライトアップするプロジェクトマッピングだけではなくて、自分の目の前のお皿に小人がお野菜を乗っけていくのを楽しんでるうちに、お皿が提供されるとか、博物館の中の絵が飛び出してくる、みんなを案内してくれるっていうようなプロジェクトマッピングの開発がもう、やっぱりヨーロッパも日本も含めてですね、技術者の中で大変進んで、きています。お金との相談にもなると思うんですが、それはちょっとこういう

ぐらゐのエリアがあれば、少しこう、あの広さを体感したり、現場感をわざわざ
グーグルなんかつけなくても、遊べるような思考、工夫も今とんどん技術開発さ
れてますので、少し長い目でずっと開発されていくんだと思うんで、将来的にど
んなのがあるかなという所の収集などは、私ももし協力できる部分があればそう
いう専門の先生をご紹介することはできると思うんですけど、そういうのも取り
入れても面白いかなと。そうするとこういうネットワークのビジュアル化みたい
なのもちょっと見えてくるのかなと感じました。

北野委員

さっき、この 99 ページの、①～⑦のカテゴリー化の話をしたんだけど、もう一
つちょっと言い忘れたのが、方向性は、課題の解決になってなきやいけないの
で、ここで言えば例えば 78 ページに、活用の課題がずっと表に挙がっていますよ
ね。この方向性のそれぞれ何番がどの課題の解決になってるかっていうことも併
せて、点検してください。

それと、セルフガイドが結構こういう遺跡の場合は、ボランティアで案内した
りとか、学校の引率でっていうのはあるんだけど、単独で来られる方も、今多分
アイテムがあんまりないんだと思うんですけど、それは、おそらくそういうスマ
ホとか使うのもあるけれども、こういう何ていうかスペックってものすごく、今
多様化してるので、超アナログなマップとかね。だからそういうのも大事なよう
な気がするんで、単独で来られる、そういうセルフガイド用の活用も念頭に置いて、
多分そういうのも課題にどっかには挙がってるような気がするんですが、そ
ういう活用も同時に進めていくってことですかね。整備とも関わってくると思
います。さっき言い忘れたので。

永田委員長

前の方の、なんていうか、課題設定とか、その基本方針とか、流れをまた精査
をしてみるということですよ。その中で、この活用のところの位置付けが明確
になってくる。菅原さんがおっしゃられたように、少し活用の方法がもう少しな
んていうか、もっと広く価値づけをしていく。その学校教育に限らないでアピ
ールできる、そういうような、多様な活用の方策っていうのを、技術的な活用も含
めて、もっと魅力を社会的にアピールできるっていうかね、そういうようなこと
をもう少し盛り込んだほうがいいんじゃないか。荒木さんのご指摘も同じような
ご主旨かと思えますけど。

菅原委員

その際に、この 58 ページのベン図的なものがここに当たるよというのが見え
てるというのかもしれませんが、57 ページがビジュアルで前段に出てた方がいいの
かわからないのですが、これ後、後半にも登場した方がいいのかなっていう気が
ちょっとしてまして。この丸でベン図のように書くと、本当はこう集合したと
ころにもっとこう大きな価値は、これとこれとこれがあるからこれを目指すんだ
みたいな書き方だとこの図は大変生きてくると思うんですけど、本質的価値が全
体の中で、上 2 つが歴史・学術側で下はこうだっていうところで、これが融合さ
れると、本質的価値はじゃあ何って一言で言った時のものが見えてると、何か良
いように思われました。

それがまた後半にも登場してですね、それらが、この活用の数々がですね、ど
こにちりばまるのかとか或いは紐づくのかみたいなのが、という見方がいいかど
うかちょっとご検討いただくのも、何ていうか、わかりやすいかなという気もい
たしました。だからもしかすると、前半はツリー図みたいな感じでもよくなって、
後半にこの集合体みたいな絵が出てきても、もしかしたら構成的にはいいかもし
れないかなあとかっていう気がします。本質的な価値をちょっとイメージでき
ると、あれなんでしょうか理念なんでしょうか。になるのかとかあれですけど、本
質的な価値が言葉になってると後半に生きてくるかなという気がします。

永田委員長

この 57 ページに整理していただいている、これは 3 つに並べて価値というか、
魅力というか、価値というか、そういうものを整理していけないかという。あと
最後の基本的な理念のひとつ、都市の遺跡の中での価値というものがあると思
うんですけど、その辺との紐づけですね、やっぱりその、その活用と整備の問題に

ついても、もう少し紐づけを明確にしていくと、活用と整備の方向性ももっと明確になっていくと、というご指摘でもあると思います。何をアピールしていくかっていうところ、どう選択していくか、というところですね。活用の方でずいぶんお話が出てきておりますが、整備の方のお話にもうつっていただき、こちらの方でもご意見をいただけるかと思えます。整備に関しては、整備のテーマを2つ設定していただいた上での一つは…ゾーニングの話も先ほど出てきました。ゾーニングの設定の仕方とか名前の付け方とか。それから具体的な整備の方法についても、手法であるとか、どういう形での整備…こちらもあくまで例示という形ではありますけど、こちらについてもご意見いただければと思います。

菅原委員

116 ページの「運営・体制整備の方法」に4項目挙げていただいていると思うんですけど、関係機関の連携、これは市とかですよ？(2) 調査指導委員会。これは委員会の整備による文化庁とか？3番が地域住民とか市民が、利用する側なのかと読み取れて、4番は学校教育との連携、それから私(5)にですよ、民間事業者的なもつところ、ステークホルダーにそういう人たちを加えていくという視点があられるとよろしいのかなと思いました。

ここだと、発信したり流してくれたりする人が見えないんですね。その人たち一番大事だと思うんですね。それ、市の人がやりますよとか言うんだったらいいんですけども、そういう観光案内してくれたり、コンテンツ作ってくれたりっていう事業者は、別にこの外でいいんだって枠組みであればいいかと思うんですが、ステークホルダーにそういう多様な関係者を入れていただくというのもあってもいいのかなというふうにちょっと思った次第です。

事務局

実はそれを特出しすべきかどうかというのはご意見いただきたいところなんですけど。(3)「利用者」っていう括りに入れたというところだったんですが、「利用者参画体制の強化」ちょっとわかりにくいかもしれないんですが、そういうイベントですとか、ワークショップ等でちょっとぼやかしたんですが、そういうものの中に今、先生おっしゃった情報発信等を含めて、企画運営する団体等とこれまたぼやかしているんですが、その辺に、これを今おっしゃったものが含まれてくるかなと想定をしておりました。なので、その特出しを(5)として、項立てをした方がいいものかどうかというところはご意見をいただければ。

北野委員

今先生おっしゃった、やっぱステークホルダー全体が見えないと、だから、大体どこの保存活用計画でも図解してあります。そのステークホルダーの人たち、団体、まあ行政とか業者も含めて。そうすると書かざるを得ないと私は思います。それこそ民間企業も含めて、最近企業がいろんな活動の中で史跡のボランティアをやったり、特に山間部の遺跡だと造園屋さんがね、機械を持ってきて、手伝ってくれる。史跡管理を企業が担ってくれる場合もあるので。そういう可能性がある…まあ可能性ばかりじゃ駄目だけど、実際行われているような、広く集めて、一目瞭然で分かるようにしてほしいな。

菅原委員

ちょっとすいません語弊があったら申し訳ないんですけど、どうしても行政だけの運営だとできないっていうことは多分いろいろ出てくると思います。で、この参加体制の強化だけではちょっと伝わりにくいなというのが実際あって、いやもうちゃんとここにボンと出して、流通させる人であるとか、コンテンツをちゃんと作る人であるとか、そこも関係者なんだっていう、我々と一緒に仲間なんだっていう意識を持った方が、どちらかというところ SDGs 的かなという感じがしますね。ここで例えば変な話雇用が生まれてくるのであればいい話であると思えるので、その歴史の勉強にもなりますし、資源使って貢献してるんだみたいな、意識が高まるといいでしょうか。それはそういう意味ではそういう場の提供という意味では、すごい重要なのかなと。先生おっしゃっていただいたように、特出しした方がそうですねいいかも。あと図があると望ましいと思います。これやっぱ地域の資源なので、資源を使って、ちゃんと収入を得ていきましょう、或いは利益得ていきましょうっていう考え方は決して悪いことではないと思うんです

ね。そういうことをちゃんとまわしていかないと、こういう資源がちゃんと資源として、持続可能にはなりませんので、そういうちゃんと利益体制って言ったから、ちょっと言い方語弊がありますけど、やっぱりそれあつての資源の維持かなという気がしますので、そういう体制を活用とか整備では、入れていただいた方がいいと思います。決して儲けようとか、そういうコンテンツにして売れとかそういうことではなくてですね、循環させる、ちゃんとした資源に位置づける必要はあるのかなという気がしています。

松委員

ちょっと私はちょっと疑問に思うことがあってですね、今一生懸命こういう形の中で、遺跡をどのように活用していくかっていう議論してるわけですけども、実際ですね、財政当局とはね、議会当局、この辺のね行政機関とかね、その辺がどのようにね、理解してるのか、これ私疑問なんです。文化財課さんは一生懸命やって、今コロナウイルスで予算が付かなくなっている、そういう形に今なってきたんじゃないかと。むしろ、今はいわゆる一般の方に広く広げようとするればやはり、揭示説明板も必要だろうし、今の段階だとぼつんぼつんとある段階だけなんです、やっぱり来た方が、この関連する部分に、ある程度の説明文があつて、ルートが決まってる、ここにあつたんだなってイメージできるものがあるんですけど、そこまでいくやっぱり設備にばかりお金がかかってなかなか作ってもらえないとなるとなんか寂しい思いがするんじゃないかな。やはり行政もこれだけの遺跡があるってことに、やっぱり関心をもって作ってもらわないと難しいのかなというふうに思うんですけど。

事務局（課長）

ありがとうございます。ご意見、まさに今ご指摘いただいたのは私どももまったくその通りだと考えております。今こういった形で素案という形でお示しして、委員会の先生方からご意見いただいているんですけど、これとあわせてですね、先ほどご指摘ありました、市役所内部ですね、財政課っていうようなところも含めて、関係課がいくつかあるんですが、そういったところにも意見照会、我々の考えを示してですね、やりとりは行っております。最終的には整備ということになりますとおっしゃった通り市の予算をつけてということになりますので、計画を策定する段階からですね、きちっと関係部署とは、意見交換はしております。すべてがその文化財課の考え通りというわけにはいかないんですけども、そこは我々としては市役所内部で話していきたいと考えております。

北野委員

松委員のご懸念というのは非常にあると思うんですけど、これができたら、もちろん文化庁認定してこの後、整備のための基本計画を作るというふうを書いてあつたので、具体的な整備の計画作るんですね。仙台市さんはすごくしっかりしている行政で、財政とか制作部門と事前に協議したうえでこうやって出してこられるし、実際計画できればその通りやってくださる非常にいい行政だと思っております。我々はそのための保存活用計画を作っている。それほど心配はいらないかなとも思うし、内部の人はその分苦労されるかと思うんですが、私ちょっとこの整備のところで、地元の方々にお伺いしたかったのは、近年、整備っていうのも、市民協働という掛け声はどこでもあつてですね、行政がいつときに作り込んでしまうのではなくて整備そのものを、常に動いてやっていくし、そこに、市民が関わることで特に地元の保存団体、愛護団体みたいな人が整備に関わることで愛着も深めていったり、行政的なコストも下げていくっていう風な整備が、実は最近流行で、あちこちやってんですよ。

しかし、そういう母体がやっぱりないと、急にそうやれって言ったってできないんで、今地元の状況がですね、だからその保存会みたいなのは、特に組織はないかどうかっていうことと、そういう機運がこれから盛り上がっていったときに、例えば材料は仙台市が買ってきて、ちょっとした柵ぐらいなものは、住民たちと一緒に汗かいてやると。資材は行政の助けと労働力は地元とか、そういう市民が提供して作り上げていく整備っていうのが、ある意味、トレンドなんです。そういうことができそうかどうか。どうですか。

松委員

私事ですけれど、周りにある説明板等、やっぱりカビが生えてきたりするんですね。年に2回ぐらい洗剤で掃除をしたり、草刈りをしたり、史跡の一部、学校の通路になっているんですね。登校をする場所なんです。花壇を作って、花を見ながら学校に通えるように一部やっているんですけど、それは限られた人でやる。組織的に町内会で全部でやりましょうとそういうふうにはならないし、むしろ子供より親の方が積極的でない。むしろ私たちのように老人クラブとかヨタヨタしてるのがやってるような状態。

北野委員

多分現状はどこもそうだと思うんですね。だから保存管理の要素と、そこは少ないあれでも、ある程度できていくんだけど、やっぱりそれを育てていくっていう視点ですよ。だから整備も行政がやることと、市民協働って謳うんだったら、小さくても、市民が関わっていくような方向性を、私は謳えないかなと思うんだけど、それは地元の人の意見もあるから「いや俺たちはもうそんな無理だよ」っていうのを無理に、行政が書くわけにはいかないから、ここはちょっと調整していただいて、書けたらそういうの書いてほしいなと思います。

松委員

私の町内会では、遺跡と共存する町内会づくりっていうことを謳って、さっき言ったような花を植えたり、説明板を掃除したり、草刈をしたり。草刈とって、その説明板のある範囲内ですけどね。

菅原委員

松さんのおっしゃってること、すごくこの活用の中に将来生きてくる話ですね。

事務局

松委員がおっしゃるように、本当に我々の手の届かないところ、説明板の維持、おっきなところは管理しておりますが、日常的に例えば汚れを取っていただいたりとか、或いは花壇をこまめに掃除していただいたり、そういう意味では地域の方に支えていただいているということを感じます。感謝申し上げたいと思います。そういったことを書き込めないかということですが、もうちょっと工夫はしたいと思います。ただ、意識としては、例えば100ページから学校教育における活用というところで、例えば101ページ②番、体験学習の場の創出というところで、後段でございます。また、安全面等も考慮した上で参加しやすい史跡整備の工程に児童生徒が参加する方法について検討する。顕在化する、整備として、例えば、石組池などが考えられるんですが、そういったものを組み方の整備については、児童生徒の皆さんと一緒に、或いは地域の皆さんを巻き込んでやっていけるのではないかなと思っております。

その後じゃあどうつないでいくか育てていくっていうことも、北野委員からご指摘ありましたが、まさにこの学校教育において、小学生中学生のうちから地元の遺跡の重要性について知ってもらう。それが、大人になった時に「俺たちの遺跡だから大事にしよう」という意識で、気がちょっと遠い話にはなるかもしれない、スパンの長い話にはなるかもしれないけれどもそれが、10年先、20年先に花が咲くように、そういう意味も込めての活用というところに位置付けています。ただその書きぶりは、市民協働という視点で工夫する必要があると考えます。

北野委員

つい1週間くらい前かな、山梨県のある自治体が、国の史跡の河川堤防の、今、整備工事やってるんだけど、そこのやっぱり石なんですよ。やっぱり市内の全8校しかない、ちっちゃい市なんですけど、小学生が全員来て、さすがに石積みはできない。だから裏に詰めるぐり石ですよ。全員名前書いて、そこにやって。市長からみんなが随時来てはね、名前書いたりして、そういうちいさなことが、やっぱりおっしゃったとおり整備に自分も関わったり、そこにまたリピーターとして来るきっかけになるわけなので、いろんなことが、そういう視点で企画していくとできると思いますから。そういう何か方向性、書いてほしいなと思った。

渡部委員

よろしいでしょうか。116ページに、菅原先生仰ったようにもう一項目立てるかどうかということに関しまして、菅原先生おっしゃったように、もしかするとそ

ここで、雇用まで生み出すことができればと先ほどちょっとおっしゃって、もしそうであるとすると、行政とは別に事業団を立ち上げると、ということになりますよね。雇用まで生み出すというようなことは。そうしますと、それでここ、(3)を膨らませるだけじゃなくって、新たに項目を立ててってということになりますと、いわゆる行政の埋蔵文化財のセンターのようなもの。だけじゃなくって、事業団を立ち上げるっていうと、基本的なところで、非常に大きなところで違ってくるようには思うんですけども、その辺のところ、どうなんだろうかっていうことで、ここ(3)ふくらますか、もう1項目立てるかっていうようなところが分かれてくるように思うんですけども、どういうものでしょうね。

菅原委員

そこは事業団なのかどうかとところまで私の意識がおよんではないので、運用する雇用するイコール事業団かっていうとちょっとその辺は私はイコールとは実はちょっと思ってなかったんで、そうじゃなくって例えばですけど、教育旅行でも何でも間に入る団体がいますよね。そういう、それからパンフレットだ、VRだなんだって作るにも、そういう運用をしていく事業者さんの協力が幅広い、そういうステークホルダーもあるなというところが意味でした。

渡部委員

確か、前回の資料ですけども、これ、一応、先ほど11ページにございましたけど、最終的にこここのところで、例えば、5年ですね、令和5年度で、簡単な用語集まで作るっていう、計画が前回の資料で拝見してるように思いますけれども、行政でそこまでやったださるんであれば、(3)のところ、116ページの(3)のところ、そこで、かなりカバー、前回の会議資料です。今日持ってきておりませんが。確かそのように記憶して、これは何か非常にいいなと思ったんですけども、これも感想ですけども、一応、116ページのところでもう一つ項目を作るかどうかということについての私の感想でございます。

事務局

今先生のご指摘の事業団という言葉なんですけど、長い経過から言いますと、教育文化事業団ってあったんですよ。それで博物館の運営とかをやってたんですけど、そういうのを仙台市の中で統合して行ってですね、一つの事業団でやるようになってきている。例えば、この郡山遺跡の維持管理の中でそういう組織を作っていくってのは、ちょっとこれは、これまでの流れとは違うことなんで、具体的にはちょっとなかなか難しいかなっていうふうにはちょっと感じました。

それで、もう1点、地元での動きの中で、私どもと協力関係にある文化財サポーター会の中に「史跡調査部会」というものがあり、史跡をみんなが勉強して、場合によってはマップを作ったりするようなことをやってる10人くらいの部会といった、そういう地域性とは違って、仙台市の中でそういう熱心にやる団体の一部がいるということが一つと、地元の市民センターの中で、やっぱり興味を持ってらっしゃる方がいて、学校から頼まれれば出て行って説明する、そういう組織もあります。ただ、いずれも、私が言うのもなんですけど、私より年上の方が多いものですから、ちょっとね、今後継続に課題がある。ただやってることは悪いことじゃないんで、新陳代謝で手を上げてくる人は続くとは思ってる。

菅原委員

直接運営する団体という意味では私の場合はないので、参画する仲間が増えればいいなっていう意味のステークホルダーの充実。

渡部委員

そうしますとこの116ページにもう一項目足すかどうかは別としてですね、菅原先生おっしゃったことからしても、(3)をちょっと膨らませてもいいのかなと思いますけれども、あえてもう1項目立てるかどうかというのは、行政で整合性とれるようご検討いただいてもいいようにも思いますけれども、

事務局

そうですね。本当に、大きなことを言うと文化財保護法っていうものに基づいて、我々、まずは保存するんだと、そして、国の補助金なんか使って、整備をしていくってところがありますので、一定程度の制約というものもありますので、そこにどう書き込んでいくかというのは、検討はしていく必要があるのかなと思います。

永田委員長

菅原先生おっしゃりたかったことは、事業として立ち上げるとかというより

も、いろいろな方を巻き込んで、SDGS っておっしゃいましたけど、いろいろ winwin の関係をいろいろ巻き込んでいってという。

菅原委員

そうです。様々な事業者が自分の得意とするところで参画して、そういうところに人が入っていけば、という意味で。

永田委員長

だからそれはボランティア団体とかそういうことに限らず。

菅原委員

そうですね。限らず、2 次的な、観光にもつなげたいとおっしゃってる私は理解してるんで。であれば、ちゃんとした事業、観光事業者の協力ですとか、そういうのを充実させていく項目がちょっと四つでは見えないなというところですよ。

永田委員長

その辺のニュアンスをどう組み込むか、少し検討したらどうか、ということですね。

北野委員

整備のところ、これ、何か後ろ向きな言い方に聞こえると少し語弊があるかもしれないんですが、やっぱり少子高齢化で、行政の財政かなり厳しいですよ。文化庁がマネジメント報告書で言ってるのはやっぱりその持続可能な計画であると、実現可能な計画であると。

一方で、何て言うんですかね。管理するのは住民も含めてワークライフバランスって言うんですか、あんまり頑張りすぎないみたいな、それまあ持続可能性ってということにもつながってくるんだけど、何かあまりこう夢のあるというか、作りこむような整備を私はあまりこの郡山の場合はイメージしてないんですが、そのニュアンスが、これ、基本方針か方向性かわかんないけど、作り込まないとは書けないんですけどね。持続可能な整備、あんまり管理に関わる人も、整備する側も過剰な負担をしない。文化庁もそこはオフレコでいいんですけど、整備にこれから予算って、だんだんね、もう削られてますけど、財務省なんかは、整備やりたいんだったら地元負担にするって言ってるぐらい、これからは厳しくなってきました。そういう中でできるような整備だったり活用っていうのを考えていかなきゃいけないので、どこに書くかわかんないし、どういう表現がいいのかわかんないけど、そこはちょっとね、頭にですね、多分置いてらっしゃるような気もするんです。

それともう一つ暫定的な整備 107 ページに、107 ページの活用の方向性の中で暫定的な整備っていう使い方してるんだけど、これもちょっと、あんまり行政的にはよくないっていうか、計画的な整備でこの前の、順次整備という言い方で十分だと思う。暫定整備になんでそんなお金使わなきゃいけないのって言い方をよくするので。そこはちょっと細かい文言、直しですけど、訂正した方がいいかなと思いました。

荒木委員

さっき実は立ち話で菅原先生とお話していた時に、ちょっと話題になったんですけど、これはもう、三上先生のご許可を取っているのかどうなのかですが、先ほど来出てるやつの 86 ページのですね、「現代の都市と共存する古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に」という、このフレーズですね。やっぱり自分が関わっている山形とか山形の小さな市町村とか、そういったところと比べると、なんていうか、多分ですね、今いる、そのいわゆるその人的な資源というかその人たちが、これから拡大するとか、それが展開していくのがなかなか難しいってなると、新たな人的資源をやっぱり確保していかないといけない。それは、おそらく広報であったりですとか、地道な教育活動の中で、場合によっては、子供がっていうのももちろんありますし、子供のお父さんお母さんが興味を持ってっていうふうな。おそらく、郡山とかその周辺とかの、特に震災以降にお住まいになっている方々、層というかですね、そういうものを見ると、もちろん従来からこの地区に住んでいる方々、遺跡と非常に近い方もいれば、そうでない方も。おそらく新しく入ってこられた方とか、移住されてきた方もいらっしゃると思うんですね。

移住されてきた方も、そういう歴史的なものとか文化的なものを欲していないかというとおそらくそうではなくて、自分が住むところの、自慢してみたいもの

であったり、何か伊達政宗しかないのって言われた時に何か答えてやりたいって
いう風な、なんかそういうふうなですね、もので、何かこうこういうものが素晴
らしいものがあるんだよっていうふうな、何かこう、そこは菅原先生がおっしゃ
ってたんですけども、そういう新しい住民層であったり、でもそれもどちらの仙
台市民であり、そういう人たちと従来からこちらに住まわれてる方とかが、つな
ぐ場所が、それをつなぐ機会が遺跡になればいいんじゃないかなってというふう
な、そういう何て言うんですかね。もちろん人的な、実際の活動をしていただく
方もそうですし、或いはそういった若いお父さんとかお母さんであれば、今まで
とは違う活動の仕方とか、アイデアとか、例えば携帯を駆使して何かとか、そ
ういうものが多分得意で、それでできる、例えばパトロール活動に近いようなも
のもできるかもしれないとか、なんかですねそういうふうな新しい住民層とか、
そういう人たちも取り込んでいっていただくような機会が、すでに挙げていただ
いている広報活動とか、そういったものの中にも、アイデアとして盛り込んで
いっていただけるといいなと。

結果として郡山遺跡も、本当に核となる地域に住んでいる人たちだけがある意
味ではちょっと負担とか、そういうものを背負わないようにして、「市民の宝
に」というフレーズを生かせるような。そういう何かこうアイデアをちょっと
幾つか検討していただいて、先ほど北野先生のおっしゃっていた、持続可能であ
ったり無理のない活用であったりですか、将来も見据えてというふうなものを
考えるには、あまりお金をかけないでできるところで、そういったものを文言で
書いていただくと、お金のかからない部分での保存活用のあり方みたいなもの
で、そこはすぐ目には見えないかもしれないけども、そこに目標にしたこういう
広報活動、或いは展示活動をしましたよ、ただやりましたよではなくて、そこを
目指してやっているんですよっていう、何かこう報告の仕方も後々できるかな、
なんていうふうにちょっと考えたりしました。

渡部委員

荒木先生に関連しまして、105 ページですね。先ほどお話ししましたけども、4
番と 11 番あたりはちょっとこうなんかの色の関係がちよっと見えづらいんですけ
れども、これ想定図ですから、まさに今これ計画に入っているんじゃないです
か。今荒木先生おっしゃったようなこと。このところ特に 4 番とそれからあと 5
番ですね。交流拠点としての活用。この辺も含めて、これから具体的なことが何
か定義されるのではないかと私考えているのですけど。

荒木委員

私のイメージは、先生おっしゃっていただいて、すでにこうやって動いている
ものがあり、多分そこでは、何かちよっとこぼれ落ちてるといふか、拾いきれて
ないような人たちももしかしたらいるかもしれないし、それをより何か巻き込ん
でという形でいくような、そういうことを目的とした活動も入れていただけると
いいかなという感じ。

渡部委員

105 ページのところ、荒木先生今おっしゃったようなことも入れて、もっと膨
らませると、そういう理解でよろしいでしょうか。

荒木委員

はい。ありがとうございます。

永田委員長

とても重要なご提案だと思います。実際にどうでしょうか。郡山、新しく長町
とか、お住まいになられてきた人との関わりとか、お感じになられていることあ
りますでしょうか。

事務局

我々が史跡指定にするために、発掘調査をさせていただくのに、おつき合いを
していた地権者の方って、ほとんど代替わりの段階に入ってきてると。その代わ
りといっちはなんなんですが、あすと長町に建つ高層の建物に入ってくる人の流
入量はものすごい。入ってきた人たちは、郡山遺跡のことを知りませんし、なん
であの辺は空き地なのってことも当然知らない。そこを埋めてくれるのは、学校
教育の中でのアナウンスなんですね。当然入ってきた方のお子さんは、小学校中
学校保育所に行ってます。だから学校とのつながりは大切にしていかななくては
いけない。

私、非常に感じるのは、遺跡は変わらないんだけど、世の中が変わっていくんですね。私なんかが発掘していたのは、近郊農村の時代だったんですね。今は近郊農村ではほとんどありません。むしろ、あすと長町で副都心の時代になってきて、そこに移ってきた放送局は特番で、郡山遺跡のことを取り上げてくれる。あとそこに店舗を出す商業施設は、自社のPRのために、遺跡のパフレットを刊行してもいいよと。その来たお客さんに地元のことを知らせるためにおそらく配りたいんだと思うんですね。

そういう、変わりつつある状況の中で今までとはちょっと違うアピールの仕方、それを逆にこっちが引っ張られて、それに乗ってるような感じ。そういう部分での、確かに民間事業者を媒体に使うんじゃないかと、我々が使われているような状態になってきている。それが、移り行く社会の方に我々が協力してやっていくべきかな。ここ1～2年それを感じる。

永田委員長

そういう時代に入ってきてると。ある意味コミュニティ、新しいコミュニティができてつつある中で、果たせる役割っていうのが生まれてきているっていうことなのかなと思いますのでね。そういうことも意識をするような形で、活用に関しても、学校教育もそうなんですが、新たな交流の場っていうか、つながりっていうか、地域を作っていく中で役割っていうのがあるんだというニュアンスを書き込める感じはする。

菅原委員

あすと長町の方々が、決してこういうことに興味がないかってことは全然なくてですね、やっぱり自分の住んで、新しく引っ越してきたところがこんなに深みがあるんだってことは、結構やっぱり嬉しいことだと思います。商店街の方のちょっと、実はまちづくり協力で私は商店街に関わってるんですけど、新しい方の層と、それから古い方の層と、二つの層が混在してます。ゼビオとかの新拠点が本当に重要な役割を持っています。長町はすごくあのみんなバスケを応援してますし、地域性ってやっぱりある種あるなと感じてまして。逆に言うとその、ゼビオだったらゼビオでスポーツに関連してやっぱりここ歩こうぜみたいな企画でもって人を集めるとか、何かこの遺跡がハブになってくれるんじゃないかなっていうようなイメージ。

つなぐっていうか、やっぱりその俯瞰でかつ深みがあるんで、やっぱりそれは市民にとってうれしいっていうか、そこが荒木先生とかが新たに来た人も、何かすごいこううれしいところに来たな、よかったなみたいなのを遺跡で感じてもらえれば、広がり繋がり民間事業者は絶対そういうところへ乗っかってきたいと思うので、そうすると少しこの遺跡があることでまぜてくれるっていうんですね、新しい住民が結構孤立するものも聞くんですけど、まぜてくれる土台になってくれればいいのかというような、思いもあるねということをお話させていただきました。

永田委員長

だいぶ時間も押してきましたので、その他にいかがでしょうか。あと10章の方ですね、施策の実施計画と自己点検をお話しする必要があるかと思いますが、これについては、今日は、その計画の立て方っていうか、その計画のその表の作り方っていうか、その辺を、その次の自己点検との対応関係なんかも含めて、この計画書の中に盛り込む計画の今後の作り方っていうんでしょうかね。その辺についてもご意見をいただきたいと。

北野委員

117ページの、この表、具体的な例えば整備の内容とかは、かなり細かく挙がってますけども、これはこれから整備基本計画を作っていく中で、実際にやることも決まっていくわけですし、特に整備についてはここまで細分化する必要はないんですが、たださっきから言ってるように、各章の整合性取る時には、内部ではやっぱりこれ1回作っておかれるといいと思います。ただ、載せる時に、そこはもうちょっと、含んだ、まとまったような簡略な表現にはしていったらいいと思います。整備はこれから基本計画、おそらく2年ぐらいかけて作るんですか。1年で作るんですか。

事務局（課長） それは数年間

北野委員 ですね。それから基本設計やったり、設計しているとあつという間に3年ぐらい経ってしまって、この短期の中で、実際整備するのはもうほとんど短期終わったぐらいになってるから、どうしよう、どうするんですかね。短期の終わりぐらいから線引くのか。あんまりだからそこら辺の項目の精査と、長期まで実際引いても、ほとんど現実性がないので、これは見直し情報って入ってるんですか？社会情勢に応じて見直す？

事務局 年数で見直す

北野委員 20年計画で

事務局 必要に応じて

北野委員 必要に応じてですか。10年で見直すとかは書いてないんですね。

事務局（課長） 見直す年度までは書いてない。

北野委員 じゃあ、長期まで線引いてもいいですけど、あんまりそこまで重いものでもないと思うので、だから今後項目の精査をやっていただくということぐらいですかね。あと自己点検は、これ行政として、その事業点検というのは、毎年やっておられるんですか。それとは別に史跡に関して、この文化庁の標準をやるということですか。だからあんまり深く突っ込まないんだったら、標準を載せて置くということで差し支えないんですけども、このPDCAは別途、行政の中では、毎回そういう事業評価とかやって、文化財保護審議会みたいところで評価を受けてると信じたいんですけど。それであれば、あえてそんな細かいこと書かなくていいなと思います。

事務局 審議会にお掛けするということまでではないのですが、教育委員会として事業を、いろんな事業がございますので、その進捗状況についての、いわゆる振り返り、そして次の改善ということは毎年している。

北野委員 それがあるのであれば、史跡については、それで充分かなと思います。

永田委員長 その点ご意見は。やっぱり項目をもう少し整理するということについては、もう少しご検討いただきたいということだと思います。一通り見てきたかと思うのですが、その他、ご発言し忘れたとかございますでしょうか。

北野委員 さっきちょっと言い忘れたんですけど、現状変更の届け出件数の表ありましたけど、あれ要するに史跡になってからですよ、もちろん。だから、いつからいつまでっていうのは表の中に注記しておいた方がいいと思いますね。令和4年なら4年までとか、3年までとか、それだけです。

永田委員長 その他にも先生方ございませんでしょうか。それではですね、計画書についての協議についてはまた今日の話を基に、また修正案ご検討いただいてまた次回、さらにもう一度ということになるかとは思いますが。それでは特にならなければ、その他として、事務局の方から1件、国分寺サミットについての話があるそうですので、よろしくお願い致します。

事務局（課長） 委員の皆様、長時間にわたりご審議いただき大変ありがとうございます。本日はご意見を踏まえて修正案の方作成してまいります。次回の第3回の委員会は、年明け1月を予定しております。ご報告ですけれども、さっきの委員会でもお願いしました第12回の国分寺サミット、仙台で行われるんですが、10月8日なんですけれども、他都市の参加いただける自治体としては、東京の国分寺市、三重県伊賀市、岡山県総社市、福岡県みやこ町、それぞれの市長さん町長さんにご参加いただくことになっております。記念講演を東北大学の堀裕先生にお願いしているんですけど、堀先生の講演と、首長のパネルディスカッションは、こちらも併せてYouTubeによる動画配信を予定しておりますので、当日ご来場いただけない場合も、YouTubeでご覧いただければと思います。

永田委員長 それでは、特にほかにないようでしたら、本日の議事の一切を終了したいと思います。よろしいでしょうか。では進行を事務局にお戻りいたします。

事務局 長時間にわたりまして、ご審議いただきましたこと本当にありがとうございます。

した。膨大な量の資料でございましたので、今日ご発言できなかった部分、或いはこの後お気づきになる点もあろうかと思っておりますので、その際は、事務局の方までですね、メールでもお電話でも、手紙でも結構でございますので、お寄せいただければ大変幸いです。ぜひ、次の修正案、今日皆様からご指導いただいたことをもとに、次の修正案作成して参りたいと思っておりますので、引き続きご意見いただければというふうに思っております。

それでは、これで、本日の第2回郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会の一切を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

以上